

北湯沢温泉ケアハウス クアリゾート453 利用料金表

平成27年 7月 1日 改正

対象収入による 階 層 区 分		生 活 費	サービスの提供 に要する費用	居住に関する 費用	合 計 (5月～9月)	合 計 (10月～4月)
1	～150万円	43,700円 冬期加算 10月～4月 8,100円	10,000円	21,000円	74,700円	82,800円
2	～160万円		13,000円		77,700円	85,800円
3	～170万円		16,000円		80,700円	88,800円
4	～180万円		19,000円		83,700円	91,800円
5	～190万円		22,000円		86,700円	94,800円
6	～200万円		25,000円		89,700円	97,800円
7	～210万円		30,000円		94,700円	102,800円
8	～220万円		35,000円		99,700円	107,800円
9	～230万円		40,000円		104,700円	112,800円
10	～240万円		45,000円		109,700円	117,800円
11	～250万円		50,000円		114,700円	122,800円
12	～260万円		57,000円		121,700円	129,800円
13	～270万円		64,000円		128,700円	136,800円
14	～280万円		68,100円		132,800円	140,900円
15	～290万円		68,100円		132,800円	140,900円
16	～300万円		68,100円		132,800円	140,900円
17	～310万円		68,100円		132,800円	140,900円
18	310万円～		68,100円		132,800円	140,900円

※この表における「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上収入として設定することが適当でないものを除く）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

※本人からのサービスの提供に要する費用（月額）は上記の表により求めた額とします。

※夫婦で入居する場合には、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれのサービスの提供に要する費用については、上記の表の額から30%減額した額とします。この場合100円未満は切り捨てるものとします。

※月の途中から利用される場合は、生活費・サービスの提供に要する費用・居住に関する費用は日割り計算となります。尚、平成23年7月1日以降に月の途中から利用された場合のサービスの提供に要する費用については、入所当該月の徴収は行わず、翌月より徴収致します。

※居住に関する費用は、施設利用料（家賃相当）になります。

※居室で使用する電気料・電話料・水道料・給湯料は実費負担して頂きます。

※サービスの提供に要する費用・生活費等については、北海道保健福祉部からの通達により年度途中で変更となる事があります。その場合には、指定された月に遡って精算させて頂きます。

北湯沢温泉ケアハウス クアリゾート453 利用料金表

平成27年 7月 1日 改正

対象収入による 階 層 区 分		生 活 費	サービスの提供 に要する費用	居住に関する 費用	合 計 (5月～9月)	合 計 (10月～4月)
1	～150万円	43,700円 冬期加算 10月～4月 8,100円	10,000円	21,000円	74,700円	82,800円
2	～160万円		13,000円		77,700円	85,800円
3	～170万円		16,000円		80,700円	88,800円
4	～180万円		19,000円		83,700円	91,800円
5	～190万円		22,000円		86,700円	94,800円
6	～200万円		25,000円		89,700円	97,800円
7	～210万円		30,000円		94,700円	102,800円
8	～220万円		35,000円		99,700円	107,800円
9	～230万円		40,000円		104,700円	112,800円
10	～240万円		45,000円		109,700円	117,800円
11	～250万円		50,000円		114,700円	122,800円
12	～260万円		57,000円		121,700円	129,800円
13	～270万円		64,000円		128,700円	136,800円
14	～280万円		68,100円		132,800円	140,900円
15	～290万円		68,100円		132,800円	140,900円
16	～300万円		68,100円		132,800円	140,900円
17	～310万円		68,100円		132,800円	140,900円
18	310万円～		68,100円		132,800円	140,900円

※この表における「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上収入として設定することが適当でないものを除く）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

※本人からのサービスの提供に要する費用（月額）は前項表により求めた額とします。

※夫婦で入居する場合には、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれのサービスの提供に要する費用については、前項表の額から30%減額した額とします。この場合100円未満は切り捨てるものとします。

※月の途中から利用される場合は、生活費・サービスの提供に要する費用・居住に関する費用は日割り計算となります。尚、平成23年7月1日以降に月の途中から利用された場合のサービスの提供に要する費用については、入所当該月の徴収は行わず、翌月より徴収致します。

※居住に関する費用は、施設利用料（家賃相当）になります。

※居室で使用する電気料・電話料・水道料・給湯料は実費負担して頂きます。

※サービスの提供に要する費用・生活費等については、北海道保健福祉部からの通達により年度途中で変更となる事があります。その場合には、指定された月に遡って精算させて頂きます。